

平成22年7月8日

政府口蹄疫対策本部長
内閣総理大臣 菅 直人 殿
政府口蹄疫対策副本部長
農林水産大臣 山田 正彦 殿
政府口蹄疫対策本部現地対策本部長
農林水産副大臣 篠原 孝 殿

宮崎県口蹄疫防疫対策本部長
宮崎県知事 東国原 英夫

民間種雄牛の取扱いに関する宮崎県の提案

本県で発生した口蹄疫の防疫措置として実施したワクチン接種及び殺処分に関し、当該処分を拒否している飼育農家の民間種雄牛の取扱いに関し、以下のとおり、宮崎県としての提案をさせていただきます。

本県では、当該種雄牛の農家所在地を含むエリアについて、7月16日の移動制限等の解除に向け、県、市町村、民間と一体となって清浄性の確保等のための取り組みを進めているところであります。

7月16日の制限解除のためには当該案件を解決する必要がありますので、早急に検討いただき、今週中に、政府対策本部としての本県提案に対する回答をいただきますようお願い申し上げます。

1 本提案を行うに当たって検討を行った事項

- (1) 県は、法定受託事務の執行者として、特措法第6条の規定に従った措置（第1項に基づく勧告、第2項に基づく殺処分）を行うことが原則である。

現在の状況が特措法第6条第1項に規定する「家伝法第3条に規定する措置だけでは口蹄疫のまん延の防止が困難であり、かつ、急速かつ広範囲にわたる口蹄疫のまん延を防止するためやむを得ない必要があるとき」に該当するののかという主張が一部にあるが、「困難性」や「必要性」の判断は、一定エリア内での予防的殺処分に一定の期間が必要であることを考慮すれば、予防的殺処分の方針を明

らかにしたときあるいはそれに着手した時点で行うと考えるのが妥当である。

従って、今回の場合は殺処分を前提としたワクチンの接種を決定した時点(5/19 政府決定)、あるいはワクチン接種を開始した時点(5/22 木城、高鍋)での判断となり、法律の規定には該当すると考えるべきである。

ただし訴訟になった場合にはその時点での「困難性」「必要性」を判断される可能性は残る。

- (2) 本件については県が国の助言を受けながらも、県として主体的に決定すべき事項である。

今回の殺処分を前提としたワクチン接種は国の口蹄疫対策本部において方針を決定したものであるが、県としては国の方針に同意をして法定受託事務の執行者としてワクチン接種、殺処分等を進めてきたものであり、ワクチン・殺処分拒否者への対応も基本的に県の判断によって行うべきものである。

なお、農林水産大臣が特措法に基づく指示(8条1項)及び代執行(同条2項)を行うためには、大臣が地域指定(同法4条6項)を行う必要があるが、現在の地域指定は知事の申請に基づくもの(同条5項)であることから、現状では、大臣が当該指示、代執行の権限を行使することはできない。

- (3) 本件以外の農家は苦渋の決断でワクチン接種や殺処分に同意したことに留意すべきである。

種雄牛に限らず畜産農家はその飼養する家畜に大きな愛情を注いでおり、今回のワクチン接種・殺処分は多くの農家に経済的損失のみではなく、深い喪失感や絶望感を与えている。現時点での口蹄疫まん延リスクの軽減は、各農家の犠牲の上に成り立っていること、更に同意農家と拒否農家の平等性を十分考慮すべきである。

- (4) 種雄牛の重要性を考慮すべきである。

宮崎牛ブランドの再興を図るための鍵は優秀な種雄牛であり、そのことは今回の口蹄疫発生を受けて他県が種雄牛の移動を行ったことでも明らかである。

本県ではスーパー種雄牛5頭は特例措置により生存しているものの、家畜改良事業団内に飼養していた49頭を失った今、今後の本県畜産の再興において、一定の実績を有する当該民間種雄牛の位置づけは従前と比較すると格段にアップしている。

(5) 県の種雄牛の特例的な取扱いとのバランスを考慮する必要がある。

本県では特に優秀な種雄牛について国との特例協議を経て移動制限区域からの移動を行ったところであり、同じ種雄牛間の取扱いの差異について県民に説明する必要がある。

この際、移動させた6頭についてはその能力・実績から最優先させたという説明はつくが、民間種雄牛については守る必要はないという説明は難しい。

また、結果として疑似患畜となったために殺処分となったものの、家畜改良事業団の49頭の種雄牛をできるならば残したいとしていた県のスタンスと今回の民間種雄牛の取扱いの説明を行う必要がある。

(6) 仮に特例的な取扱いを認めるとしても、今後我が国におけるワクチン接種や予防的殺処分の円滑な実施の妨げとならないよう留意する必要がある。

今回例外を認めれば、今後の防疫対策の円滑な実施の大きな妨げとなる可能性があり、全国に先駆けてワクチン接種等を実施した県として避けなければならない。

何故特例的な取扱いが必要か、その後の制度設計も含めて検討すべきである。

(7) 我が国初の大規模感染の中での対応であり、現実には起きている事象を通して制度や仕組みを作っていくことも必要である。

本県が今回経験した口蹄疫は、我が国では例を見ない大規模なものであり、ワクチン接種、予防的殺処分、ワクチン分のたい肥処理等、手探りでスタートさせその後制度や考え方を整理したのも数多くある。

今回特措法で予防的殺処分の規定が設けられたことは極めて有意義ではあるが、一方で貴重な資源である種雄牛等種畜の取扱いの特例がないことから、その必要性に関する主張があることも事実である。

従って、あるべき特例を今回の事案に即して検討することも、当然視野に入れるべきである。

(8) 法律の遵守はもちろん重要であるが、一方で本件については当該農家が「自分の命に代えても守りたい」としていることに留意し、慎重な対応を行う必要がある。

2 宮崎県としての考え方（国への提案）

上記の点を総合的に検討した結果、宮崎県としては本件について次のとおり取り扱いたいと考えており、国においては是非理解をいただきたい。

(1) 考え方

清浄性確認検査（抗原、抗体検査）を行った上で、異常がなければ、県が無償譲渡を受け、以後は県において管理を行う。

(2) 理由

- ① 本県畜産の再興を図る上で種雄牛の重要度は非常に高く、県としても、家畜改良事業団で一元管理していた種雄牛のほとんどを失ったことから、今後の本県肉用牛振興に貢献する可能性のある種雄牛を確保しておく必要がある。

なお、今後の制度として、種畜の特例扱いについては、南九州各県とも協議を行って早急に提案をまとめたいと考えており、今回特例措置を講じたとしても将来的には制度に沿ったあるいは制度の先取りとなるものである。

【種畜に関する特例制度のイメージ】

県が貴重な遺伝資源であり、かつ、公共性が高いと判断する次に掲げる種畜のうち、臨床目視検査や抗体検査などにより伝染病に感染していないことが確認された以下の種畜について、移動制限や殺処分などの措置の例外として取り扱う。

- ・ 種雄牛（個別経営等で当該経営農場のみで利用している種雄牛は除く。）
- ・ 県が指定する改良基礎雌牛
- ・ 種豚を供給するための原種豚
- ・ 地頭鶏などの原種鶏

- ② 本県ではこれまで家伝法、特措法、国の指導・助言に沿って、27万頭を超える家畜の殺処分、埋却等の防疫措置等を着実に実施してきたところである。

今回の措置は法律に基づかない特例的な措置ではあるが、上記①のとおり本県畜産の再興という公益性が認められる中での総合的な判断であり、妥当性があると考えられる。

- ③ 当該農家の所有する種雄牛への思いが極めて強く、強制的な措置は極めて重大な事態を引き起こすことが予測されるため、県としては取るべき措置ではないと考える。

- ④ ワクチン接種・殺処分に応じた農家との平等性・公平性を確保する観点から、当該種雄牛について、所有者からの申し出により無償で県に譲渡されることを前提とする。（したがって、殺処分に応じた場合には現時点の評価で約2千5百万円の補てん金を交付することになるが、これは支給しない。）